

## 議案第12号

### 平成28年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金 の処分及び平成28年度鳥取県営企業決算の認定につ いて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成28年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求める、同法第30条第4項の規定により、平成28年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

平成29年9月14日

鳥取県知事 平井伸治

平成28年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金796,354,799円のうち、351,003,270円を資本金へ組み入れ、445,351,529円を減債積立金に積み立てる。